

平成 19 年 10 月 11 日（木）

於：農林水産省共用第 10 会議室

第 3 回 ペットフードの安全確保に関する研究会議事概要

目 次

1 . 開 会	1
2 . あ い さ つ	1
3 . 委員出席状況	2
4 . 配付資料確認	2
5 . 議 事	
(1) ペットフードの輸入・流通実態	3
(2) ペットフードの輸入・流通及び表示に関する有識者ヒアリング	7
(3) 各種調査結果の紹介	34
(4) 意 見 交 換	43
(5) そ の 他	49
6 . 閉 会	49

1. 開 会

境畜水産安全管理課長 時間より早いですけれども、委員の先生方がおそろいでございますので、ただいまから第3回ペットフードの安全確保に関する研究会を開催させていただきます。

私は、畜水産安全管理課長を務めております境でございますが、冒頭、司会進行役を務めさせていただきます。

2. あ い さ つ

境畜水産安全管理課長 まず最初に、農林水産省の町田消費・安全局長からごあいさつを申し上げます。

町田消費・安全局長 消費・安全局長の町田でございます。

本日は大変お忙しい中、第3回の研究会に御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第でございます。

これまで、8月20日に第1回の検討会を開催させていただきました。また、9月19日に第2回を開催させていただきまして、ペットフードの製造段階での安全確保の取り組み等につきまして、製造工場なども御視察をいただきながら、検討をいただいているところでございます。

本日は第3回ということで、有識者の方からペットフードの輸入・流通、表示につきまして御意見を伺いまして、さらに御議論を深めていただければと思う次第でございます。

本日も多数の方に傍聴いただいていますように、この問題について大変関心も高うございます。引き続き、どうぞよろしく願いして、簡単でございますがあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

境畜水産安全管理課長 本日は、私ども消費・安全局の谷口審議会も出席しておりますので、御紹介させていただきます。

谷口審議官 谷口でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3．委員出席状況

境畜水産安全管理課長 本日は大木委員、渋谷委員、山崎委員は御都合によりまして御欠席されておりまして、7名の委員に御出席をいただいております。

それでは、これからの議事の進行につきましては、阿部座長をお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

阿部座長 この研究会の座長を務めさせていただいております、阿部でございます。きょうも進行役を務めさせていただきますので、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

今、お話がありましたように、今まで2回の研究会があったわけですが、前回の第2回目の研究会では、ペットフードの生産現場についての確認、それから各委員からの貴重な御意見を承って、実際に現場を見ながら充実した議論ができたのではないかと考えております。

本日は、有識者からの「ペットフードの輸入・流通及び表示に関する実態について」の御説明等をいただくということではありますが、安全性確保にとって非常に重要なことだと考えております。

第2回までの各委員からの御意見に加えまして、本日の御説明を踏まえて、さらに議論を深めてまいりたいと思いますので、委員の先生方には従前どおり忌憚のない御意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4．配付資料確認

阿部座長 それでは開会の前に事務局から、きょうの配付資料についての御説明をお願いいたします。

元村飼料専門官 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。お配りしております資料でございますが、資料1が本日の研究会の議事次第でございます。資料2が、研究会委員の名簿。資料3が、平成18年度ペットフード産業実態調査の結果。資料4が、ペットフードの並行輸入について。資料5が、ペットフードの輸入・流通についてという横長の資料。資料6が、ペットフードの表示について。資料7が、諸外国でのペットフードの安全確保状況について。資料8が、ペットフードの安全確保に関する主な意見。

それから参考資料ということで、本研究会の設置要領を配付させていただいております。お手元に配付されていない資料がございましたら、お申し出ください。よろしく願います。

阿部座長 皆さん、資料はおそろいでしょうか。よろしゅうございますか。

5. 議 事

(1) ペットフードの輸入・流通実態

阿部座長 それではこれから議事に入りたいと思いますが、資料1の議事をごらんになってください。

きょうは、「その他」も含めまして全部で5つのテーマについて御説明いただき、議論を進めていくということですが、最初は「現在のペットフードの輸入・流通実態」。これについては第1回目の委員検討会でも御説明がありましたけども、さらに実際に踏み込んだ説明をきょう、いただくということであります。

それから2番目が、「輸入・流通についての有識者のヒアリング」ということでお二方にお願いをして、3番目に外国の法的規制の内容についてもどうなんだという紹介をいただいて、その後、総合的な意見交換をしたいということになりますが、各事項、説明いただいた後に質疑をしていただくという形で進めてまいりたいと思います。

それでは、(1)「ペットフードの輸入・流通実態」についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

元村飼料専門官 お手元の資料3をごらんいただきたいと思います。この資料につきましては、平成18年度のペットフード産業実態調査の結果でございまして、ペットフード工業会のほうで産業実態調査を毎年実施されているわけですが、第1回の研究会でも「ペットフードをめぐる情勢」という資料の中で、平成17年度の調査結果から、幾つかの紹介をさせていただいております。その最新のデータということで、詳しいものを本日配らせていただいておりますので、これに沿いまして簡単に御説明をさせていただきます。

まず、ペットフードの出荷総額につきましてですが、約2400億でございます。国産、輸入品がございまして、割合で言いますと、額では国産が約4割でございます。

2番目としまして出荷量でございますが、トータルで77万tということで、平成17年度を若干下回っておりますが、その中で国内のシェアは、国産が47%、輸入品につきまし

ては 53% です。

それから用途ということで見させていただきますと、犬用、猫用が非常に大きな割合を占めておりまして、この 2 つを合わせて 94% ということにつきましては、前年と同じという状況でございます。

3 といたしまして、用途別・タイプ別の市場規模ということで、ドライ、ソフトドライとかいろんなものの犬用、猫用のシェア、あるいはその他にどんなものがあるのかということ整理いたしておりますが、犬、猫ともドライ製品が多い。猫ではドライとウエットも比較的多いという状況でございます。

めくっていただきまして 2 ページ、国内生産、輸入品それぞれにつきましての、出荷の内訳を整理したものでございます。傾向的には先ほどトータルのものの内訳となるわけですが、特に特徴的なことを申しますと、やはり製品形態では輸入と国産で若干の違いがあって、例えば輸入の部分でのウエットが比較的多いという傾向が、この中から見てとれるかと思えます。

次のページで、5 . 国別輸入量でございます。多少の変動はございますが、平成 17 年度と同様、アメリカ、オーストラリア、タイの 3 つが、この順番で大きなシェアを占めております。

ただ、それ以外の国でも、さまざまな国からの輸入が行われているということがわかるわけでございます。

それから 4 ページ以下のところですが、今回第 1 回目の検討会の中でも、安全にかかわる部分としまして、容器の形態ですとか、目的別によってまた違う部分があるのではないかという御議論もあったかと思えます。そのあたりの容器形態、それから用途別での流通量がどういったものなのかということ、4 ページ以下に整理をさせていただいております。

これで見させていただきますと、容器形態別で犬用につきましては国産、輸入とも袋物が多い。袋物は多くはドライ製品が中心になってくるかと思えますが、そういう製品形態、容器の形態との関係も、この中から見てとれるわけです。

輸入物では、缶詰、レトルトもあると。

猫用でも同じように、輸入のほうで缶詰の比率が大きいということ。このあたりは先ほど、輸入ではウエット製品が若干多いこととも対応しているということかと思えます。

4 ページが犬用、5 ページが猫用、6 ページがその合計です。

次に、7ページが目的別でございます。要は主食といいますが、それを食べておれば栄養が充足できる総合栄養食といった部分が、シェア的には非常に大きいと。犬用で9割、猫用では国産、輸入合わせれば4分の3が総合栄養食ということ。

ただ、猫用では若干間食、これはおやつに当たるようなものですが、あるいはその他目的の食と言われます特定の栄養の調整ですとか、カロリーの補給といった目的のものも多い。特に輸入のものなんかでも多いという傾向がわかってくるかと思えます。

以下、9ページは経年変化でございますが、ここにつきましては省略をさせていただきます。

引き続きまして資料4につきまして、簡単に御説明をさせていただきたいと思えます。

これまで、並行輸入品ということの議論もございまして、そもそも並行輸入品とは何であるのか、その実態がどういうものなのかということにつきましての資料を整理したいと思ひまして、本日お配りしたものでございます。

まず1のところ、「並行輸入とは」ということで書いておりますが、これは明確に定義したものは特にございませんので、広辞苑からの抜き書きでございますが、「その商品の国内販売権を独占している輸入総代理店に対抗して、競争業者が別個の輸入ルートを開拓して輸入販売をすること」となっております。

じゃあ、どんな形があるのかということ、2のところ、簡単に書かせていただきました。若干わかりにくくて申しわけないんですが、この図の中で並行輸入以外の輸入と並行輸入がありますが、図の中で括弧つきで縦長の丸の「商社」というところが、それぞれのラインに入っています、は入っておりませんが。要は、ここが国内、国外の境だというふうにご理解いただければいいと思ひます。

並行輸入以外の輸入はどういうものかと申しますと、例えば は、日本国内にブランドオーナーがございまして、このブランドオーナーが海外に委託をしまして物をつくらせるという形。これはブランドがきちりしたものが輸入されてくるわけですが、この中にはいわゆるOEM、他社ブランドの製品を製造することを業務とする企業がございまして、いろいろな企業が、例えば量販店等がプライベートブランドを持ちまして、自分のところの名前の製品をつくってくれということ海外の企業をお願いしまして、いろいろな企業から引き受けた製品をつくることを仕事にしているような形の輸入もあるということです。

それから は、海外にブランドオーナーがありまして、それを日本に持ってくるわけですが、その際に販売代理店、あるいは日本法人、これは子会社でないけれども海外のもの

を代理で販売するような国内の業者、あるいは海外のブランドオーナーの子会社である日本法人が輸入をして持ってくるという形態。これは、[表1](#)とも、並行輸入には当たらないわけです。

並行輸入とは何ぞやということになりますと、[表2](#)、[表3](#)ですが、[表4](#)は海外のブランドオーナーが海外で小売をします。それを海外の小売業者から買ってきて、並行輸入の国内の取り扱い企業が場合によっては卸を通じて仕入れて、これを販売する。場合によってはインターネット販売もあろうかと思えます。

それから [表5](#)は個人輸入ということで、若干性格が違いますが、海外に出回っているものを個人が買ってくるということ。こういったものがあるかと思われま

す。次のページに表がござい

ます。実は、ペットフードの並行輸入がどれくらいあるのかということ、小売店等の情報からも捕捉できないかということは、ちょっと試みてはみたのですが、なかなかそこは難しいという結果でございまして、今回はあくまで推計ということでは示しておりません。

中身はどういうことかといいますと、先ほどのペットフード産業実態調査での平成18年度の輸入量が40万7000tでございますが、貿易統計、これはそもそもは関税を徴収する観点からのものの分類をしまして統計をとっているということなので、例えばペットフードの輸入量を把握しようというための統計ではございませんので、若干統計の種類も違いますし、難しい部分がございますが、その中でペットフードに該当するだろうとはっきり言えるものが47万8000t。ペットフードに該当するこの47万8000t以外に、ペットフードを含んでいると考えられるものを足しますと51万2000t。それぞれをペットフード産業実態調査の数字で割りますと、2割前後の部分が産業実態調査よりも大きいということでございます。

ペットフード産業実態調査につきましては、これも必ずしも100%の捕捉になっているかというところはあるかとは思いますが、基本的にブランドのオーナーが代理店等を通じまして輸出するものはほぼ捕捉されていると考えられますので、あくまで推計ということですが、2割前後の部分に差がありますので、こういったものが並行輸入に当たるのではないかと考えられるということです。

最後のページは若干細かいですが、先ほどの水色の部分とか緑の部分に関税分類のどの部分に含めたかということの色分けして示したものが、最後の表でございます。

当方からの説明は以上でございます。

阿部座長 ありがとうございます。

それでは資料3と資料4につきまして、御質問がありましたらお受けしたいと思いますけど、いかがでしょうか。どうぞ。

座長はこういうときはあんまり質問するものじゃないということは、重々わきまえていますけども、元村さん、資料3の目的別ということで7ページですが、そこでいわゆる「総合栄養食」、「間食」、「その他目的食」というふうに3つにカテゴリーが分かれています、いわゆる療法食というのは「その他」に入るのですか。

元村飼料専門官 療法食は特定の栄養の調整ということに該当すると思われるので、「その他目的食」に入ります。

阿部座長 割合としてはそんなに多くはないということになりますね。

元村飼料専門官 はい。

阿部座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。また後に戻ってもいいと思いますけども。

(2) ペットフードの輸入・流通及び表示に関する有識者ヒアリング

阿部座長 それでは続きまして、議事の(2)「ペットフードの輸入・流通及び表示に関する有識者ヒアリング」という項目に入ってまいりたいと思いますけれども、最初に事務局のほうから趣旨も含めて。

元村飼料専門官 今回、ペットフードの輸入及び流通、それから表示に関する取り組みについて、有識者の方から御説明をいただくこととしております。

まずペットフードの輸入、それから流通の実態につきましては、ペットフードの輸入業者でいらっしゃいます、マスターフーズの石山副社長から御説明をいただきたいと考えております。

それからペットフードの表示につきましては、ペットフード公正取引協議会という組織がございますが、本日、協議会から大野事務局長がおいでいただいております、公正取引協議会での取り組みを中心に、御紹介をいただくこととしております。そういったことで進めていただきたいと思います。

阿部座長 それでは最初に、輸入及び流通の実態について、マスターフーズの石山副社

長、どうぞよろしくお願いいたします。

石山マスターフーズ副社長 石山でございます。本日は、第3回のペットフードの安全確保に関する研究会の有識者ヒアリングに参加する機会をいただきまして、大変ありがたく、また光栄に存じます。

今から私がお話するのは、世界じゅうのペットフードがどういうふうにしてつくられているかという話をさせていただくのですが、お手元の資料の第1ページ目に書いてありますとおり、非常にたくさんの会社がこの世界にありまして、これを代表している細かくしゃべることは、もちろん私にはできませんし、私が今からお話するのは、私どもの会社でどういうふうに行っているかということを中心に、説明させていただきたいと思います。

どれくらい会社があるかということになりますと、ユーロ圏では大体480ぐらいが、何らかの形でユーロのFEDIAFのメンバーになっていると。これは最近出ました、FEDIAFの表示の問題に関する新しい規約の草案の第3回目のものに出ておりまして、これが恐らく公式の文書としては、正確な数字を記載しているドキュメントだろうと思います。

アメリカについては、先日アメリカのPFI（アメリカのペットフード工業会）に連絡してみましたところ、アメリカでは正確に数字がわからないというのが工業会のほうからの返事で、数百はあると、それ以上のことはわからないと。

カナダにも問い合わせたのですが、やはり同じような返事で、正確に数字が把握できないと。ただし、アメリカの工業会に参加している30社で、全体の生産量の98%はあるというふうに連絡がございました。

それから日本では、工業会のほうの資料で50社以上で、何らかの形でペットフードがつくられていると。

それからオーストラリア10社、それからニュージーランドと。

それから、先ほど元村さんから紹介のありました資料によりますと、そのほかタイと中国でもかなりつくられているのですが、この辺の数字は余り確かじゃないので、あえてここで列記しませんでした。

この数千社、あるいは千数百社でつくられているペットフードの総額は、大体3兆数千億円から4兆円近い数字じゃないかと思います。もし必要でしたら、細かい数字を精査して、また後ほど御紹介申し上げますけれども、我々が今手に入れた数字では、大体これぐ

らしいの規模であろうというふうに考えられます。

それから第2ページ目に、我々はどういうふうな形態で商品を日本に輸入にできていくかというお話をさせていただきたいと思います。

先ほど元村さんから御紹介ありました、輸入業者の形態を大まかに言いますと、この3つぐらいの形態になるのではないかと思います。

まず、資本関係のあるアメリカの姉妹会社で製造して、日本の姉妹会社がそれを輸入して販売するという形態。それから海外のOEMの製造業者に、日本のメーカーさんが製造委託して日本に持ってくる。もう1つは、海外の流通業者から仕入れて、日本国内の並行輸入業者の方がそれを輸入して販売されると。

この3つの形態があるのですが、第1番目の資本関係のある姉妹会社の間での取引は、大体輸入量の55~60%ぐらいじゃないかと思います。これも先ほどお話がありましたように正確な数字じゃないのですが、市場のシェアの数字と、それから日本で今、販売されている数字を突き合わせてみると、大体これぐらいの数字が、第1番目のカテゴリーの、資本関係のある姉妹会社から製造されたものを、日本の姉妹会社を通じて輸入販売されていると。

残りのところは、私どものほうでは正確な数字がつかめないですけども、圧倒的に一番上の形態の輸入販売のものが多くと。それから問屋さんを通してから小売店を通じて、一般の消費者の方に買ってもらっているという形になります。

第3ページ目は、私どもの会社の工場の配置です。これだけたくさんのトン数をどこでどういうふうにつくっているかと申しますと、非常に広い範囲でペットフードをつくっております。南米のアルゼンチンから南アフリカにまで工場を配置いたしまして、主にその中心はアメリカにあるのですけれども、ヨーロッパにも非常にたくさんの工場を持ちまして、製造をしております。

どうしてこれだけ工場がたくさん要るかといいますと、ペットフードは比較的付加価値が低いために、市場に一番近いところに工場を配置していかないと、経済的に成り立たないということで、現在私どもはこれぐらいの数の工場を持って生産をしております。

生産のトン数は、ほぼ550万tぐらいじゃないかというふうに、今、推定しているんですけども、なかなかデータがうまく私どものところに来ませんで、私の経験からいくとそれぐらいのトン数を、私どもの会社ではつくっております。

じゃあ、品質をどういうふうにして保証しているのかといいますと、原材料のほかに、

完成品の適合性と品質保証ということがあるのですが、まず製品をつくる時には、長期的には製品の適合性を成長のステージや、あるいは犬なんかですと犬種による栄養要求が違ったりするものもあったり、あるいは生理的に処理できないものがあったりいたしますので、子犬、アダルト、シニアという形で、成長のステージによって栄養要求を調べまして、それからさらに犬種によってさらに栄養要求を調べております。

中には、例えばシェパードなんかは膵臓の機能が余りよくないために、特殊なえさをつくったりしなければいけないですし、ベドリントン・テリアという犬がおりますけど、これなんかは銅がなかなかうまく処理できないと。あるいはミニチュアシュナウザーなんかは尿管が非常に小さくて結石がしやすいので、これらのえさも、それぞれ犬種によって実験をして、その犬種に合うような製品をつくっております。

そのほかに特別療法食というのがございまして、犬、猫の病気に合うと言うとちょっと言葉がおかしいのですが、病気を治すといいますが、それを改善するような形の製品をつくっております。改善すると言うと、ちょっとまた語弊があるかもしれませんが。

例えば、猫の尿路結石が起こりやすい。これは一般的には尿はpHが7以下、あるいはその中に含まれているいろんな鉱物をできるだけ減らして、尿路結石になりにくいといいますが、そういう原因になるものを取り除いたような形の商品をつくると。こういうふうには、幾つか長期的な視点から製品開発をしております。

そのほかに、短期的にはいろいろ原材料の適合性もやっていかなければいけないということで、原材料の適合性も同時に見ております。

いろんな国で製品をつくるに当たりまして、必ずしも世界で1つの統一した形の製品はなかなかできない。といいますのは、その国の法規制、あるいは業界の規制によりまして、それぞれの製品を、その法律にのっとってつくっていかなければいけない。

それから第2番目には、これだけの量の原材料を確保するには、その国にありますいろんな原材料を調達してつくっていかなければいけないということで、国によって主要な原材料が随分違います。

例えば、アメリカでは穀類は主にコーンでありますし、また肉類は牛とチキンを使っております。

オーストラリアへいきますとコーンが余りできませんので、穀類は小麦を中心に使っておりますし、肉類においては羊、牛、チキンという順番で大体量を確保しております。

ヨーロッパにおきましては小麦、牛、チキン、豚、羊を主に使って、製品をつくってお

ります。

アジアにおきましては、やはり小麦は余り手に入りませんので、穀類はコーンを中心に使っておりますし、肉類は牛、チキン。それから猫用には魚を大量に使って、製品を製造しております。

品質保証の制約条件としてもう1つあるのは、製品がどういうふうな概念でつくられているかということで、その製品をどれぐらいの頻度で分析をして、流通に供するかということになりますと、一般的にはホームセンターやスーパーマーケットで売られているグロサリーという製品は、ある栄養要求に沿って製品をつくるわけですが、その製品はバッチの単位で分析をいたします。

それから、先ほども申しました特別療法食におきましては、極めて細かい分析をして、主要な商品におきましてはポジティブリスト、製品を製造した後に分析をして、分析の結果、微量元素に至るまで、我々がデザインしたとおりにきちっとできているかどうかということを確認して、流通に供しております。

この特別療法食はほかのグロサリーの製品に比べまして、非常に精度を要求されますので、我々の63の工場でも、ごく一部のところだけで製造して、世界じゅうに流通をさせております。

それから、じゃあ、そういうふうな製品をつくる上で、どういうふうな形の品質保証管理体系をとっているかということ、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

グローバルの品質保証管理体系というのは、大まかにこのチャートに出ていますように、品質管理プロセスというのが3つございまして、まず1番目には、事前の対策システムと。これは原料を調達する上で、どのようなことをやるかということを書いたものでございます。

それから、実際に製造しているときに製品のチェック、その後に販売するときに、あるいはした後にどのようなことを実際にやっているかというのが、グローバル品質保証管理体系のチャートで、これは大体大まかに書いてあるんですが、その次のページにグローバル品質保証管理体系という、実際にそれぞれ項目でどのようなことをやっているかというのが書いてございます。

原材料の品質保証管理は、原材料をどういうふうに管理して安全を保証するか、あるいは担保するかということですが、世界じゅうで我々としては、ある一定の原材料の安全規格がありまして、その規格に沿って原材料を全部調達して、特にリスクの高い化学原

料におきましては細かく管理していくと。ある一定の量では、それは栄養源になりますけど、それが3倍も4倍も入ると、逆に害になるという微量原料につきましては、特にリスク管理を細かくやっております。

このほかに、微量有害物質、カビ毒、重金属、農薬の分析もやって、原料に供しております。

それからリスク管理のプロセスとしては、一般的にはGMP / GHP。これは Good manufacturing Practice。日本にも工業会のほうで今、安全なペットフードの製造に関する基準がございますけども、これにのっとして、我々の会社ではこれに近いものをもって、製品の安全基準を設定し、さらにこのほかに安全なペットフードの製造に関する衛生管理を同じようなやり方で実施しております、これを管理のプロセスの中に持ち込んで品質を管理しております。

それから製品をつくる上で、アレルギー物質が最近特に問題になりますので、アレルギー物質の管理を行い、それからトレーサビリティと。何かあった場合に、どこにどのような原因があったかということを確認にトレースできるように、リスク管理のプロセスの一環として、トレーサビリティシステムを導入しております。

このトレーサビリティというのは私どもの会社では、我々がサプライヤーに要求したら、4時間以内にそのトレーサビリティのトレッキングができるように、資料を提供するように要求されております。

これがまた非常に大変な作業でして、肉の調達ヨーロッパで製造しているような工場でも、実に多岐にわたっています。先日、ちょっとオーストリアの工場の肉の調達を調べてみましたところ、13カ国から肉を調達してまして、ヨーロッパだけにとどまらず、南アメリカ、カナダ、ニュージーランドというふうに、広い地域で肉を調達しております。こういうふうに肉を調達することになりますと、大変トレーサビリティも難しい。4時間以内に全部返事をよこさないといけないということで、非常に大変なシステムを導入して、この辺の管理をしております。

それから危害分析、HACCPを導入しております。これは危害分析及び金属の混入防止の分析ということで、このようなシステムを導入しております。

それから、社内で今まで長い間培ったいろんなノウハウを蓄積いたしまして、加熱殺菌のプロファイルをどういうふうにするか。あるいはどういうような分析手法を通じて、その安全を確認するかというふうな形で、我々の製品は安全の確保をしております。

それから原料の品質管理ですけれども、原料のリスク管理、原料の規格管理、サプライヤーのリスク分析、サプライヤーと原材料の品質保証、原材料の受け入れ検査、例外事項の管理、サプライヤーのランキングと評価というようなシステムを使いまして、原料のリスク管理、規格管理、それから我々のところにいろんな原材料を供給してくれています、サプライヤーの方の管理を行っているわけでございます。

製造時にはどういうふうな管理をしているかといいますと、先日多分、日清さんのほうで詳しく御説明されたと思いますけども、我々のほうとしてはドライの製品をつくる時は、製造の条件の確認と。これはエクストルーダーの温度とか、あるいは圧力だとかは一応全部チェックをし、それからエクストルーダーから出てきますと乾燥して、同時にスプレーをかけて嗜好性を上げるので、これのコーティングの管理。それから、製品は製造の途中で毎時間サンプルをとって表見検査をし、比重をチェックし、含水量をチェックして、その時間ごとにシートに記載をします。

ここにシートの例があるのですが、コンピューターですべて管理はされておりますが、コンピューターだけだと見逃すことがございますので、一々それをこのシートの上に手で記入して、さらにその管理をした人の名前を記載して、後でその記録をとどめます。

毎時間製造されたものは翌日の朝、24時間の商品を全部パネルに集めまして、QA、R&D、それからそれをつくった人と、次のシフトの人が全員集まって、その商品をもう一度確認して出荷に供するという作業をしております。

我々の事務所は大体工場にございますので、その工場に管理事務所、あるいは社長が存在する場合は、翌日役員及びR&Dのトップ、それからQAのトップがシフトの人たちと一緒に毎朝、過去24時間につくられた商品の表見検査をやって確認してから、製品を出荷するという形をとっております。

今のはドライの製造ですけども、缶製品の製造におきましては、やはり製造に当たって製造条件の確認と。一般的には缶詰の工場というのは、ドライの工場より大規模なものが多くて、大きいところでは1カ所で40万tぐらいつくっておりますので、非常に管理を厳しくしないと、一度失敗しますと、中に入っている製品はもちろんのこと、前後に出荷したのものまで全部とめないといけませんので、製造条件の確認と。それは充てん機、クッカーの温度、圧力設定、クッカーのチェンスピードの設定、それから最後にその製品を冷やすクーリングタワーの設定をしております。

それから製品の確認は、やはりドライと同じように、毎時間サンプルをラインからとり、

開缶して表見検査をした後、重量をチェックする。

それから一番問題になる、缶詰のシーミングのところがあるのですが、それは缶詰を巻き締め機で締めた後に、どれくらい確実にそれがシーミングされているかというので、その部分をとって切断して、そのセクションを調べるということをやっております。

そこでできた商品は包装機のほうに回されるわけですが、そこではウエートチェッカー、ロットデートコーダー、パレタイザーにロットごとにバーコードで管理されて、出荷に供するという形をとっております。

品質は社内の安全管理である程度はいくのですけども、私、世界じゅう調べたわけじゃないんですが、オーストラリアの例では、政府の監査が工場に入ってきます。我々の会社の工場はオーストラリアのビクトリア州とニューサウスウェルズ州にあるんですが、州法でビクトリア州においては、四半期ごとに州政府の監査を受ける。そして、衛生製造基準に合格しない場合は、監査を受けて、最終的に合格しない場合はライセンスの取り上げも実際にはあるそうです。

それから、ニューサウスウェルズ州においては年1回、食品衛生局の監査を受けて合格しなければ、やはり同じような取り扱いを受けると。最終的にはライセンスの剥奪まで行えるように聞いております。

非常にたくさんのペットフードが世界じゅう、広範囲に製造されて、世界じゅうの1000社以上で製造されていると思うのですけれども、我々の推定では、アメリカに存在するトップ4社が世界じゅうでペットフードの製品を製造販売しておりますが、ほぼ7～8割は、このトップ4社で製造販売をしているというふうに推定されます。

それから、原材料の製造法や原材料の基準は、世界的に統一されたものはないんですけども、完成品の栄養基準はアメリカのAAFCO、あるいはヨーロッパのFEDIAFの栄養基準、あるいはそれに非常に近いものが使用されて、いわゆる栄養基準については、世界の統一されたものが存在すると。

それから先進国のペットフードメーカー、大がかりな規模でやっているところはHACCPやGMP、GHP、あるいはMQS、これはMaterial Quality Managementと。それぞれ会社によっては違うと思うのですけれども、極めて厳格な品質基準を導入して、製品が管理されていると。

そして国によっては、一定期間内に政府の監査を受け、もしそれに適合しない場合は、ライセンスの剥奪もあり得るといえるんじゃないかと思います。

ちょっと足早ですけども、世界じゅうでは大体こういうような形で製品が製造され、品質の担保が行われていると思われます。

阿部座長 どうもありがとうございました。

ただいまの詳細な御説明について、皆さんからの御質問等をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大島委員、どうぞ。

大島委員 大変すばらしい御説明で、またその中身をお伺いしますと、非常に充実したものが感じられるわけでございますけれども、今回この研究会の発端となっている一番の問題はメラミンという物質でございますが、例えば7ページのグローバルの品質保証管理体系の中で、こういったものが引かかるような体制は事前にできていたのかどうか。

各社、例のカナダの会社なんかもこういったものをすり抜けて、缶詰なりに入ったということでございますけども、この辺についてちょっとお教え願えればと思います。

石山マスターフーズ副社長 メラミンについては、実は我々も全然予定をしておらずで、実際に我々の会社の中で、あれが検知できるシステムはなかった。現在はもう導入しておりますけども、我々もあるところでちょっと問題が起こって、いろんなことをやったんですが、あれを検知するシステムは、実際にはございませんでした。

実際にU S D AとF D Aがお金をあれだけ投入しないと、わかるまでには多分いかなかったらろうというのが、現在の我々の理解です。しかも、メラミンだけではあれだけの問題は起こらなかった。メラミンのほかに幾つかの要素が整わないと、ああいう現状にはならなかったというのが、私が先日聞いた話です。

この件につきましては私、ちょっと調べてみたんですけども、ねずみを使って実験を試みたら、メラミンだけでは起こらないのだそうです、あのぐらいのレベルでは。というふうに先日、教えてもらいました。

阿部座長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、鬼武委員。

鬼武委員 何点かお尋ねをいたします。まず、貴重なお話ありがとうございました。私、素人なものですから、その辺は御了承願いたいのですが、8ページの1番の「リスクの高い化学原材料」というのは、例えばどういうものでしょうか。その前に例えば銅とかおっしゃっていましたが、そういうものではないのでしょうか。

石山マスターフーズ副社長 細かくそこまで聞かれると、私はわからないところがあると思うのですが、少量だけなら問題にならないようなトレースエレメントをペットフードに入れるのですが、猫ですと40種類、犬ですと38種類、栄養素として必要ですが、それが一定以上入ると逆に毒になるようなものは、極めて細かく管理をしていかなきゃいけないと。

もし必要でしたら、どういうものがその対象になるかというのは、後日また御連絡を申し上げますけれども、今ここで、どれがそれに当たるのかになると、ちょっと……。

鬼武委員 ビタミン類なんかは。

石山マスターフーズ副社長 水溶性のビタミンだとか、あるいは脂溶性のビタミンだとかですね。例えば水溶性のものだと、摂っても尿で排せつされますけれども、脂溶性のものだとだめだとかって、その辺のところだと思うのですが、その辺のことを詳しくお知りになりたいようでしたら、次回までにどんなものがどういうレベルで、どういうふうに管理がされているというのを御連絡申し上げます。

鬼武委員 余り細かいことよりも、全体的な結論の輸入の今の状況とかわかったんですけども、1つは国際的には、栄養基準については存在するということがありました。あと、自主的にいろんな製造の基準とかを工業会さんは持っているみたいですが、例えばこれから法律で、日本の中で必要なものがあるとすれば、マスターフーズさんは例えば製造のものについてなのか、製品の管理についてなのか、表示についてのものなのか、輸入される側としては、どういう点が一番必要だと思いにありますか。

石山マスターフーズ副社長 なかなか難しい質問で、答えられるかどうかわかりませんが、

世界じゅうではそれほど細かく規定があるわけじゃなくて、大体自分のところの会社で自主基準をつくって、それにのっとって管理をしているというのが現状ですよ。

表示のほうにつきましては、日本でも公正取引協議会の表示方法、アメリカはアメリカ、ヨーロッパはヨーロッパでみんな一般の消費者に誤解のないような、明快に製品自体が理解できるような表示の方法を使う。あるいは薬事法に抵触しないような表示の方法を使うということで、表示についてはある程度きちっと規則ができております。

我々としては今、会社で使っているやり方は、特に立法化される云々ということは必要ないのではないかと考えております。ただ、いろいろな会社でつくられておりますので、ある一定の安全基準をつくるべきだとは思いますが。

といいますのは、1000社以上ありますので、小さいところもたくさんあると思うんですね。だから原料の安全を確保する。それから、そのプロセスに必要なリスク管理のシステム、あるいはトレーサビリティを、ある程度決める必要があるかもしれません。

我々の会社の基準から言うと、特に何かを決めなければいけないということはないと思うんですが、ペットフードがある一定の安全を確保するという意味では、何らかの形で原料の安全確保をどうするのだとか、そのプロセスはどういうふうにするのだと、それをどうふうにして確認するのだと、それからトレーサビリティの問題とかを決める必要はあると思いますけども、それは会社によって大分レベルが違うので、余り強く締めると全然日本に輸入ができないとか、あるいは海外で製造ができないということも起こるかもしれませんので、その辺は皆さんと相談して、どのレベルの安全を確保する必要があるかというのは決める必要があると思いますね。

答えになっているかどうかわかりませんが。

阿部座長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

細井戸委員、どうぞ。

細井戸委員 前は日清の工場を見学しました。今回は海外の自主規制ができています工場とそこで生産されている製品という意味ではよくわかるのですが、今日は流通の話をもっとしていただけたらと思っていました。結局、今回の問題も、実際問題があるフードがありました、回収はしましたというのは、ある程度正規に流れているフードであれば容易であると。しかし、並行輸入品であったり、今回の資料4にある、の商社であったり消費者の責任というものについてどのように考えられているのか。

あるいは、輸入品を長年取り扱ってきた立場で、流通に関するご意見をお願いしたいと思います。

石山マスターフーズ副社長 我々の商品は、日本向けに特別につくっておりますので、海外でつくられたものが日本に並行輸入されるということは、今ほとんどないんですけども、以前は大分ありました。

それは、我々としては管理ができないのが現実でございます、以前はアメリカやヨーロッパから相当入ってきて、流通業者のところに入っていたら、我々としてはトレースができないと。それで大いに困ったことがあるんですけども、そういうことを考えて、我々

としては日本向けの製品、それから日本向けのパッケージをつくるような形で、現在は対応しておりますが、これは非常に難しくて管理はできないと思いますね。もし、同じ商品をアメリカと日本で売っていたら、これはほとんど不可能だろうと思いますね。

阿部座長 今の問題はこの研究会が、きょうではないですが、一定の方向を出していかなければいけない大きなテーマだと思えますけれども、ほかにございませんでしょうか。

それでは石山さん、2つほど私から御質問させていただきたいんですが、1つは全体の認識のためにということで、きょう最初に事務局から説明がありましたように、ペットフードの55%が外国だよと。その外国の製品と日本の製品と比べて大きく違うところ。先ほど説明がありましたように、例えばステージ別のものが細かいものができるとか、それから療法食について、いろいろ細かいことに対応してくれるというような製品のディテールというか、幅が広いということなのか、そこら辺はどうなのでしょう。それが1つ、45%と55%という状況をもたらしている基本的なところはどうかということについて、まず1つ、感じておられることでも結構ですので、お話しいただければと思いますが。

石山マスターフーズ副社長 犬につきましては、世界じゅう犬の好きなものは大体同じなのですが、日本と外国と違うところは犬のサイズですね。日本ですと平均5～6kgの小さな犬が圧倒的に多いんですが、例えばオーストラリアの例を見ますと、大体平均体重が27kgぐらいなのですね。ですから日本の犬の5倍近い大きさがある。ヨーロッパでも17～18kgだったと思えますけども。

そうすることで、犬の大きさによる製品のサイズの違いはまずありますね。外国の場合は、缶詰なんかでも中に入っている肉が非常に大きい。日本の場合は本当にパテ状に小さくつくってある。

それから、日本の犬と外国の犬の違いは、大きい犬は小さい犬に比べまして嗜好性があまりうるさくないですね。ですから、日本の製品は特に嗜好性を上げるように、我々は努力して、缶詰なんかはできるだけたくさん肉を入れないとなかなか食べてくれないと。

外国の場合はどういうふうにするかといいますと、内臓肉、あるいは内臓をミンチにかけて、それに小麦を入れて肉に近いソーセージみたいなものをつくって、これは大きなオーブンで焼いてつくるのですが、それを細かく切って缶詰の中へ入れるということで、まず嗜好性の違いと、犬のサイズによるチャンク、塊の大きさ、それから原材料の違い。

それから、大きな犬の場合だと10歳ぐらいまでしか生きませんので、その辺の成長のステージによる製品の差がまたありますね。日本の犬の場合は大体15歳ぐらいまで生きます。

しかも、大きい犬ですと成長に大体 18 カ月から 20 カ月ぐらいかかりますので、成長期のえさの割合が、全体のステージの中に 2 割ぐらいと。日本の場合ですと、7 ~ 8 % ぐらいしか成長期の犬のえさは必要ないのですが、大体 10 カ月ぐらいで成犬になりますので、15 年のうち 10 カ月だけがそういうふうなえさを必要とする。

ところが、7 歳から 8 歳、9 歳ぐらいになりますと、小型犬の場合はシニア犬となりますので、それから非常に長い間、そういうふうな特殊なえさをつくっていかなくてはならない。

それから猫につきましては、ヨーロッパと日本、あるいはアジアにすんでいる猫は非常に嗜好性が違っていて、日本の猫の場合は大体 95 ~ 96%、魚が圧倒的に好きです。オーストラリアにいけますと、大体 5 割ぐらいの猫は魚を食べて、あとは肉。ヨーロッパへいきますと、8 割の猫は肉が好きと。魚をやっても余り食べないですね。そういうふうに、国によって非常に嗜好性が違う。

それから、大きさも大分違いますね。平均的に日本の猫って 3 kg ぐらいだと思いますけど、ヨーロッパへいくと大体 4 kg ぐらい。

そういうことで猫の場合は、アジアにすむ猫は魚が大好きで、嗜好性が物すごく高くないとなかなか食べてくれない。ヨーロッパにいくと、圧倒的に肉を好む猫が多くて、体重も日本の猫より 1 kg 以上大きい。

阿部座長 もう 1 つは、先ほどの議論の中に、いわゆる安全性の範囲というのは、どこら辺までカバーするかという話がちょっとあったと思うんですね。それで大きく分けてみますと、今度の事件のメラミンのように、代謝異常を起こしてしまって問題があるといったような毒性の物質があるでしょうし、いわゆる重金属とかカビ毒といったような、あるレベル以上のものが入ってはいけないものもあるでしょう。

それから先ほどの脂溶性ビタミンのように、栄養素のバランス上、このぐらいのレベルに落とし込んでいかなきゃいけないというのがありますね。

それからもう 1 つ、きょうのお話の中で、アレルギーというのが出てきましたね。つまり、安全性というのをもう少し幅広に考えてみると、動物を健全に飼うといった意味では、アレルギーというのは確かにお話のあったとおり、ニーズとして高いものだと思うんですが、このアレルギーに関して、安全性の範疇で製品の要件として考えるのかどうか。これは石山さんの御意見で結構ですので、その重要度、位置づけについて、お考えのあるところをお話ししていただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

石山マスターフーズ副社長 アレルギーは国によって随分違うようで、そこで食べているものの抗体ができるということで、例えば日本の場合では、最近、動物原料としてチキンを主に使っていますね。ほかの動物性のたんぱくとして使えないと。

ですから日本の犬は、最近調べたのでは、鳥のたんぱくに対して非常にアレルギー反応を起こしている。

それから、一般的には米は余りアレルギーを起こさないというんですけども、実際には米でも日本の犬は相当アレルギー反応を起こすようですね。

特に、犬種ではテリア種が非常に多くて、フレンチブルドッグなんかですと、大体6割ぐらいはアレルギー反応を起こす。トップ10のうち、多分テリア種は7犬種か8犬種で、アレルギーを最も起こしやすい犬として、現在認識されている。

これはアニコムさんのウェブサイトを見られるとわかると思うんですけども、フレンチブルドッグですと、あそこで検査を受けている犬の58~60%はアレルギーを起こしていますね。テリア種が圧倒的に多いですね。

ですからテリア種というのは多分、遺伝子が一緒に移動するときに、どうしてもアレルギーにかかりやすいような遺伝子を持って、種ができ上がったといいますが、そういうブリードができ上がったのじゃないかと思います。秋田犬もアレルギーが多いですね。

阿部座長 実態としてわかりました。

ほかに御質問等ございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、次にまいりたいと思います。今度は、ペットフードの表示に関する取り組みにつきまして、ペットフード公正取引協議会の犬野事務局長から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

犬野公正取引協議会事務局長 ペットフード公正取引協議会事務局長の犬野でございます。本日はお招きいただき、ありがとうございます。

わずかな時間ですが、きょうは日本で販売されるペットフードの表示について、お話をさせていただきたいと思います。

ペットフードの表示はどうなっているのかと。きょうのお話の中では約束事があります。その約束事に基づいて、日本のペットフードの表示は行われておりますということのお話をさせていただきたいと思います。

まず、例えば食品、加工食品ですね。皆さんもよく御存じの飲料とか加工食品は、必ず

表示があります。この表示に関しては、御承知のとおりいろいろな法律がありまして、法律に基づいて皆さん、表示をしています。食品衛生法とかJAS（日本農林規格）とか、あとは計量法とか薬事法、容器包装リサイクル法という法律が一般的になりまして、食品を製造する方たちは、その法令に基づいて、まずは表示をしています。

きょうのペットフードのお話です。ペットフードにも法令はないのですが、約束事があります。この約束事がきょうのお話の、公正競争規約というものであります。

2ページをごらんください。この資料に沿って、お話しさせていただきたいと思います。

日本で販売されるペットフードの表示には、「ペットフードの表示に関する公正競争規約・施行規則」というものがあります。これは法律ではありませんが、法的な根拠がある法律に基づいてつくられているものです。

どんなものかということですが、3ページをごらんください。公正競争規約、余りお耳にされない言葉かもしれませんが、実は日常、非常に使われている約束事があります。

これは独禁法の特例として、景品表示法というのがあります。その景品表示法の12条の中に、公正競争規約というものが定められております。その定められている内容は、それぞれの事業団体の人たちが、みずから自分たちの団体の中で公正な競争を守ろうと。不正、不当な顧客の誘因を防止するというを目的に、自分たちで自主基準をつくりなさいということで、それを各事業団体が自主的につくっているという規約です。ただ、このよりどころとなるものは、景品表示法に記載されております。

現在、この公正競争規約は、食品を中心に70団体ぐらいが運営されています。大きなところだと、家電とか自動車、銀行、旅行業、あと食品はかなり細かくあります。飲料関係、缶詰関係から、小さいところではチョコレート、ビスケット、チューインガム、コーヒー、インスタントコーヒー、みそ、おしょうゆ、ドレッシング、それぞれ業界ごとに公正競争規約をつくって運用しております。

これは、各団体がそれぞれの団体の中で、その製品や製品特性に合わせて表示の規約、約束事をつくります。それが消費者の保護、消費者の正しい商品選択ができると公正取引委員会が判断した場合にこれを認定して、官報告示をすることになっております。

ですから、ここの70の団体の規約は、みずからつくられた自主基準でありますけれども、これは最終的に、公正取引委員会が認定して官報告示をされるものであります。

ただ、これは法律ではありませんので、私ども、会員さんの中での団体の自主基準です

ので、これは原則的に非会員者には、この規約の違反なり罰則なりは適用されてはおりません。

ただ、この公正競争規約、もう少しお話ししますが、日常的にほとんどの製品がこういうようなものをいろいろな業界で使っておりますので、この普及に合わせてほとんどの方たち、消費者も、法律ではないけれども、この業界のルールは必要であるべきルールだろうと考えられていると思っております。

次のページで、公正競争規約です。法律と自主基準、どの辺がどう違うのかということをお簡単に御説明します。

この規約は表示ですけれども、その製品の品質、価格とかサービス、特に事業者の人たちがいろいろこれを言いたいというような、特にこだわるような部分に関しての事実誤認をさせたり、言い過ぎとか虚偽の表示をしないと。お互いに自分たちの業界の中で、こういう言い方に関しては、これ以上はしないと、これはこういうふうにしようということが、消費者の利益のためになると考えた場合に、みずからがここまでは言っていないけれども、ここでやめましょうとか、こういう言葉はやめましょうとか、こういう約束事をつくっております。

この規約の一番ユニークなのは、これは法律ではないのですけれども、法律と法律のすき間、例えば食品で言いますと、食品衛生法、JAS法に表示のいろいろな基準があります。ただ、そこに書かれているものはあくまでも一部であって、それ以外に製造業者はいろいろ書きたいです。書きたいものを書くときに、法律に拾えていないような内容、特に業界の人たちが書きたいという内容に関しては、細かく法令で追っていくことができない場合には、ここで業界の公正競争規約として1つ1つ押さえておけば、業界の中でも皆さん、ある程度安心して表示ができる、消費者も理解ができる、伝えなければならない情報が伝えられるということになっております。

具体的に先ほど、70の業界があると言いましたけれども、よく知られているものとしては、「徒歩1分80m」、不動産の規約です。法律ではありませんけれども、日本で徒歩1分といったら80mにほぼ決まっているとかです。

例えば、「果汁たっぷり」とか、「強化」、あるいはよくあるような乳飲料ですけれども、「牛乳と乳飲料の違いはこうですよ」というのを自分たちの中で決めるとか、「抗菌」、「滅菌」とか、あとは最近おみそとかしょうゆであります「本醸造」とか「樽仕込み」という言葉についても、業界がこういう条件だったら言ってもいいですよとか決めまして、

それを広く公表しているということでもあります。

次に、ペットフードの表示に関する公正競争規約。これは、ペットフード公正取引協議会という団体によって、制定されて運用されています。

これはどこの規約もそうですけれども、実際に制定されるには、いろいろな消費者団体の方、流通団体の方、有識者の方の意見が必ず入っております。ことしの6月、私ども規約・施行規則の一部修正、添加物の表示をすることが決まりましたけれども、後からお話ししますが、このときも規約・規則を修正・変更するような場合には、消費者団体、流通業者、有識者の方たちの意見を必ず受けて、きょうのこういうようなパターンの会議を経ないと修正変更はできないということで、必ず消費者の人たちが評価をするというプロセスを通過しております。

ちなみに私ども、「公正競争規約」という本をつくりまして、会員の皆様にももちろん配っておりますし、非会員の方たちにも必要であればすべてお渡しして、すべてこういうルールでやっていますということをやっております。

また英語版もありまして、先ほどから55%は海外ですということですが、海外の関連の製造の方たちも、日本の表示のルールがすべてわかるようなものがすべて英語に入っております。これで同じような言葉で、同じような意味で話をしますので、そういう意味では、日本と外国の製造業者が離れているということは、余りないと思っております。

次に私どもの団体、ペットフード公正取引協議会は、昭和49年にできました、この規約を運用する任意団体でございます。

この規約の中で幾つか決めております一番大事なところでは、ペットフードの定義というのがあります。私どもは犬、猫の栄養補給を目的として、飲食に供せられるものをペットフードですと。その原材料を加工したものであるということによっております。

ですからこの中に、ウサギとかラビットは入りません。それと加工しない、例えば天然水、海洋深層水とか温泉水というものも入りません。

あと、おもちゃで口に入ってしまうような牛のひづめとか豚の皮も、栄養補給を目的としないものであればペットフードに入りません。ただ、動物用サプリメントのようなものは、この中に入ってまいります。

現在、会員社は46社です。日本国内で製造販売する方、輸入販売をする方、特にブランドオーナーの方たちで、大体国内販売量の90%以上をカバーすると推測されます。ですから、ほとんどのペットフード関係の表示を見ていただければ、同じような書き方で同じよ

うものを書いてあるということで、多分皆様、ペットを飼われて毎日使われている方は、御理解いただいていると思います。

活動内容ですが、1つは規約の協議会の内外への周知徹底、理解啓蒙。いろいろな形でやっております。

次に、規約の遵守状況の調査と違反の対応手続。大事なのは、規約をつくってもそれが守られているか、チェックをどうやってするか。それで違反が出てきたら、どうやって対応するか。これも私どものルールがありまして、それに応じてやっております。

特にペットフード試買検査会というものがありまして、これは最後に御説明させていただきます。

最後に、公正競争規約及び関連法令。ペットフードでも、例えば関連法令として薬事法が出てまいります。すべての表示は法令を遵守しなければいけないということで、いろいろな規約に関する講習会、関連法令の講習会も常に実施しております。

ペットフードの次のページです。公正競争規約について、大体どんなことが書いてあるのかということですがけれども、まず1番目に大事なことは9項目の必要表示事項。これは食品に近いですがけれども、次のページにあります、9つの必要表示事項を必ず書いてくださいというものがあります。

次に、総合栄養食の表示。先ほどから出ています総合栄養食の概念とか、総合栄養食の証明とか、例えばその他の目的食がありますけれども、この中で総合栄養食というものはどういうものを指して、その表示をするためには、どのような試験をしなければいけないかということが書かれています。

それと特定事項として、ペットフードでは特定な原料、例えばマグロとかビーフとか、5%以上使っていないければ、製品名に写真や絵を使うことができないということで、「5%ルール」という非常にユニークなルールがありまして、各社さんは、例えばドッグフードを「ビーフ」とか書いた場合には、5%以上その原料を入れてくださいというルールがあります。

それと不当表示。これは一般の景表法で言われるような、消費者が誤認するような表示はいけません。

それと、薬事法に抵触する表示、表現もいけませんよということで、中に書いてあります。

最後に違反の手続が書いてありまして、私どもの会員さんの中で違反があった場合には

審議をしまして、最終的な違反者には文書警告、措置（100万円以下の違約金、除名あるいは公正取引委員会への措置）を求めるということで決められております。

私どもが知っているこの10年間で、このような文書警告、措置、除名、違約金は出ておりません。皆様が正しい表示をしていただいていると。

それと表示に関しては、皆さん、団体の中での表示のあり方もよく御理解いただいていると判断しております。

次のページ、具体的にどんなことを書いてありますかということです。これは必要表示事項の9つを書いてあります。これ以外にも製品にはいろいろなことが書いてあります。ただ、この9つは必ず書いてくださいと。

次のページのピンクのやつが、その例として出ていますので、ちょっと見ていただけたらと思います。

1番、ドッグフードまたはキャットフードであること。これはやはりまだペットフードと人の食品が間違えて食べられるということに関しては、非常に神経を使われる方たちが多いです。私どももこの辺はよく承知しておりますので、ペットフードは「これはペットフードです」、「ドックフードです」とか「キャットフードです」と必ず書いてくださいと。

2番目が、先ほどから出ているようなペットフードの目的です。大体9割ぐらいが総合栄養食ですけれども、それ以外にジャーキーのような間食、おやつ類、御褒美であげたり、訓練のときにあげたり。

その他の目的食というのは、例えば猫ちゃん用の魚の缶詰とか、栄養成分を整えるというよりもおいしいという、食欲が落ちたときに食べる、とてもおいしいビーフの缶詰。

ただ、総合栄養食のような栄養成分の調整はしていません。魚も栄養成分の調査は余りしてないけれども、非常によく食べる嗜好増進食とか、特定なカルシウムを強化しているような栄養強化食、また特別療法食も含まれますが、この3つそれぞれ、どれであるかというのを書いてくださいと。この考え方は、総合栄養食でないものが総合栄養食であるというように書かれますと、犬、猫の健康被害が出る場合があるということで、このように決めております。

3番目に内容量で、グラム数なり入れ目を書いてください。

給与方法は、そのときの年齢、体重等に合わせて書いてください。

賞味期限または製造年月、成分。

原材料名で書いてありますけれども、今までは私どもは原材料名は使用する原料でよく、

添加物は任意表示でしたが、今後使用する添加物名を書くというこのルールが決まりました。これから1年半ほど表示の変更に時間がかかりますけれども、会員はすべてこの添加物を書くということで、今後皆さん、動いております。

原産国名も必ず書きます。

事業社の氏名及び名称、住所ということで、これが必要表示事項となっております。これは最低限必ず書いてあるということで、次の9ページの表示例です。

これは3kgのドライのドックフードの表示をサンプルとして書いています。ドックフード、総合栄養食、内容量、与え方、その他書いてありまして、このような表示が必ず9項目書いてなければ困りますということになっております。

最後に10ページですけれども、実際そういうルールをつくって、どうやってコントロールしているのだということですが、私どもはペットフード試買検査会を年2回行っています。1回は公正取引委員会の委託事業として行っております。

これは実際にマーケットに行って、ランダムに会員社の製品、非会員社の製品を買って、その表示をチェックします。公正競争規約による表示の問題がないか、あるいは最近特に多いのですけれども、薬事法に抵触する表示違反がないかということをお我々は検査をしまして、それを会員さん、同時に非会員さんも必要であれば、すべて連絡をとっております。

ここの表は、昨年、一昨年行われた検査会の結果がここに書いてあります。平成17年は函館、宮崎の2カ所で開催しております。平成18年は青森、鹿児島で開催しております。

ここで表の見方としましては、平成17年、会員社としては、例えば函館では会員社の61検体のうち6検体が表示違反と思われるということで出ました。そのうち、実は括弧の中の数字は薬事法です。薬事法は今、境課長等一生懸命やっていますが、別に法律がありますので、私どもは表示の遵守、違反の未然防止ということでやっていますけれども、細かくここに抵触するものが出てきております。

ただ、これから見ますと、括弧の数字を除きますと、公正競争規約に違反するものはほとんどなく、1とか2です。これは勘違いとか書き方間違いということであって、ほとんどの会員社の製品は規約にのっとった表示をずっとしていただいていると、私どもは判断しております。

右側の非会員社の製品ですが、検体数は確かに会員社より少ないです。先ほど申し上げたとおり、マーケットには1割以下のものしかないだろうということで、あえてたくさん

買ってみますと、やはり 15 検体中 7 検体、2 列目が 16 検体中 7 検体、3 番目が 10 の 7。最後は 1 つ例外ですけれども。

非会員社製品は、表示違反がやはりあります。これは会員社さんより圧倒的に多いということでもありますけれども、この数字がもしかしたら減ってきているのかもしれない。

私どもは会員社さんにはもちろん連絡しますけれども、同時に非会員社さんにも必ず連絡をしています。もちろん公正競争規約の考え方と表示に関して、私たちと一緒にこういう表示をしましょうということの説明をしております。できれば会員に入ってくださいということで、入会も促進しております。

実際に 17 年、18 年では、このように非会員社さんで違反があった会社さんから、3 社入会をしていただいております。こういう意味で幅広くこの表示が、皆さんが適用される範囲が広がるように考えております。

ただ、非会員社さんは、特にサプリメントを中心として、薬事法の違反の表示が多いようです。

ということで、私どもは昭和 49 年、ドックフードの表示ができて、最近はペットフードとしてドックフード、キャットフードの表示の規約を運営しておりますが、この規約が皆様御説明したような形で行われており、なおかつ違反等に関する運用は試買検査会及び講習会、その他いろいろやっております、実際に出てくる違反としてはこのような数字で、他の公正取引協議会などに比べると、格段に少ない表示違反であることがわかります。

それと、1 つ忘れましたが、会員社さんに関しては、このような違反の表示は直ちに修正ということをしていただいております。非会員社さんについては、全部ではないですけれども、会員社さんは違反ないし勘違いの表示があった場合は、すべて直ちに修正ということで対応をとっていただいております。

そういう意味では、公正競争規約というのは法令ではありませんが、非常に有効、効果的な自主基準であると私どもは判断して、運営をさせていただいております。

ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

阿部座長 どうもありがとうございました。

それではただいまの御説明について、御質問等ございましたらお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

太田委員どうぞ。その次に鬼武委員ということになります。

太田委員 ペットフード公正取引協議会、またペットフード工業会がそれぞれ業界の中

で自主規制をしながら、ペットフードの安全確保について日ごろ努力をしていることは、私共ペットフードを販売している現場の人間として十分承知しております。

しかし、ペットフード公正取引協議会が任意団体であると。会員数が46社、日本では相当数のフードメーカーがありますので、任意団体のために十分な縛りができていないというのが現状かと思えます。

先ほど並行輸入に関しても、約2割が日本で流通しているのではないかという説明がありました。現在並行輸入の商品に関しては、日本では先ほどの表示に関する9項目の表示が全くされておりません。すべて英文ですので、英語がわかる人には理解できるかもしれませんが、日本語の表示がないために、賞味期限がいつなのか、輸入した事業者名も記載されていないのが現状です。

今回のメラミンのことを考えますと、何か事故があったときに責任の所在がはっきりしていない事は問題でしょう。それが1点。

先ほど、5%ルールというお話がありましたけども、先日、当店でもお客さんから質問されました。ビーフジャーキーを買ったらほとんど牛肉が入ってないと。確かに牛肉が5%を超えていれば表示はビーフジャーキーかもしれませんが、牛肉が5%でそれがビーフジャーキーという名前で売られているということは、現在の消費者の感覚からすると、誤解されるでしょう。5%ルールに関しても、時代の流れとともに、このパーセントも変更するとか表示名に関してもルール作りが必要かと思えます。

私たちペットフードを販売している現場の、私の意見でございます。

阿部座長 御意見と受けとめる部分もありますが、大野さん、今の2つについて、どうぞよろしくをお願いします。

大野公正取引協議会事務局長 大変ごもっともで。1つは、公正競争規約というのは、ほかの70団体が運営していますが、その運用の仕方として、法律にない部分を細かくカバーするという運用の仕方が多くて、そういう意味で言うとほかのところも法律でありませんし、70幾つある団体のうち公正取引委員会からの認可団体になっているものは4つか5つしかありませんで、それ以外の60幾つはすべて任意団体ですので、そういう意味では特に認可団体ということをごちらが考えるというよりも、実質的な効果を考えたほうがいいのかなと思っております。

それと5%ルールは、確かにビーフジャーキーでは考えるところがあると思えます。こ

の5%ルールというのは外国でも、例えばドライフードが1つしか味がないときに、かわいそうだからビーフ味、チーズ味、何味というような考え方をしたときに、5%程度入っていると、犬、猫はその違いがわかるということで、チーズの好きな人はチーズ、ビーフの好きな犬はビーフとか、そういう意味で、もうちょっと味のバラエティーを広げてあげようという考え方です。

食品ではビーフジャーキーというものは定義があるのですが、最近ペットフードではビーフジャーキー、野菜ジャーキー、ささみジャーキーとかいろいろ出てきて、ジャーキーが棒状、スティック状のおやつという意識もあるようなので、その辺、私どももこれから勉強していきたいと思います。

阿部座長 よろしゅうございますか。

どうぞ、鬼武委員。

鬼武委員 お話、ありがとうございました。このプレゼンしていただきました8ページのところで、ちょっと細かいところになるかと思いますが、この前協議会の資料もいただいたと思いますので、それを見ればいいのですが、まず原産国というのはどういう定義ですか。例えば、最終で包装されたなり、食品で言えばそういうものかなと思うんですけど、まずその原産国という意味合いを、もう少し説明をしていただきたいということが1点。

2点目が、ここに賞味期限または製造年月と。今、食品のほうでは一般的に賞味期限表示になって、製造者が「未開封のものがここまで保証しますよ」ということですから、消費者にとってみれば賞味期限まで書かれているほうが、製造年月日より保証もするし、わかりやすいわけですが、今、実際に協会に入っている製品で、賞味期限、製造年月、どちらの比率が多いでしょうか。

賞味期限が書かれにくい、例えば容器包装の形態で、そういう特殊な事情なり何かあるかという点を、2点目にお尋ねしたい。

それから3点目は、いろいろ薬事法の違反ということで、それが一番苦慮されているみたいですが、先ほどお話もありましたが、その他の目的食で特別療養食とおっしゃっていましたが。私はそれを聞いたときに療養食というと、それと薬事法が.....。

〔「療法」の声あり〕

鬼武委員 療法ですか。薬事法にひっかかるような気がしたのですが、その中身をもう少し教えていただければと思います。多分、特別療法というと薬事法に、その辺の一番グレーというか、境目のように思いますので、その辺の事例なり、御苦労の点なりを

教えてください。その3点です。

以上です。

大野公正取引協議会事務局長 原産国に関しましては、私どもの基準では、製造をした場所ということで、最終加工工程をした国となっております。ただ、ここには包装工程は入りません。ですから、例えば日本にパウダーを持ってきて袋に入れる、詰めかえをする、組み合わせをする等は加工ですので、一般的に、例えばドライのかりかりのやつですと、エクストルーダーに入れて、皆さんごらんになったかと思えますけれども、機械を通してつくるのが主工程ですので、それを日本に持ってきて詰めかえたから日本が原産国ということではありません。

2番目は、賞味期限と製造年月ですけれども、これは食品と同じように、私どももあわせて賞味期限を優先しておりますので、賞味期限を書かれている方たちが、多分95%以上だと思います。

ただ、先ほど申し上げているとおり、海外から来る製品が多いです。海外ではどうしても製造年月でしか打てないとか、いろいろな事情がある方たちがいらっしゃいます。賞味期限が打てないのでしたら日本に輸入できないということは、余りにもかわいそうなので、その場合は消費者が見てはっきりわかるように、「これは製造年月です」と書いていただいて、それから「賞味期限はあと1年です」とか書いてくれればその賞味期限がわかると。そこまでやってもらえるのでしたら、製造年月でしかできない人たちは、それで結構ですということになっております。ただ、95%までは賞味期限で皆さん書かれていると思います。

最後の特別療法食に関しては、薬事法とかいろいろありますので、私が何とも言いようがないのですけれども、1つは、一般的にホームセンターとかペットショップで販売される製品と違って、その中の90%は総合栄養食と言いましたが、毎日の主食ですよ。そうじゃなくて、製品の栄養成分を意図的に変えて、何らかの疾病とかがある場合に、そのときの食事、食べ物の影響、要するに入っている成分とか、ビタミン、特にミネラルを調整することによって、疾病の改善を食べ物で早くできるというものが有り得るということで販売されている製品があります。

私どもが理解している中では、そういう製品はすべて獣医さんのところで販売されて、獣医さんの処方に基づいて、何らかの疾病に対応する食事療法として、そこで使用のスタートと使用の終了を決めてやられていると思います。

皆さん、獣医さんもいらっしゃいますし、薬事の方もいらっしゃいますのでこれ以上はあれですけども、そういうものを一般の製品とは分けて、特別療法食というものは意図的にそういう栄養成分を変えていますと。

ですから、例えばそれを家に持って帰って、わんちゃんが2頭いて、1頭は腎臓が悪いからこれをもたらしてきました。もう1頭は健康な子犬だとします。その子犬が知らずに同じものを食べてしまったりすると、逆に健康障害が出る可能性もあります。ですから、薬的なものとして考えていただいて、普通のものとは違うという理解をしましょうと。消費者にもそういうふうに理解をしなければいけないという意味で、分けてあります。

どなたか、サポートをお願いします。

阿部座長 細井戸委員、その後で課長にお願いしましょうか。

細井戸委員、先をお願いします。

細井戸委員 くどいのですが、公正取引協議会やペットフード工業会に入っておられる方は、基本的にまじめにやっているというのはよくわかります。

ただ、10ページの試買検査会で、先ほど大野さんのほうから、61検体中の6検体とか、15検体中の7検体という話が出ていますけれども、これは10%のものに守ってないものがあるというのが事実なのです。かつ、今、療法食の話が出ましたけども、薬事法に関するものが5件もあるということに問題があると思います。

あくまでペットというのは、人間の赤ちゃんや幼児と同様に、自分で食品が選べないのです。これは弱い者を守ってあげるといふことの重要性や動愛法でも、ペットは物ではなく命あるものとして明記されていることを考慮すれば、消費者であるオーナーの方が、いかに体にいいよとか、栄養補給やこういう効果があるなあと誤解するような表現がされていること自体、非常に問題が大きいと思います。

療法食につきましても、肝臓が悪い場合、腎臓が悪い、心臓が悪い場合にはこういう食事がいいんだよ、塩分は控え目にしましょうというようなことは、一般の方も自分の体におきかえて考えると理解していると思いますが、詳しい体内代謝メカニズムなどはわかっていないと思います。安易にいかにも効果的なように表現されたものを購入されて与えるということが、非常に大きな問題であると思います。

この点は、厳密に監視できるようなシステムづくりをしていただきたいということが、1点。

また、30年ぐらいの間、ペットに関する状況が大きく変わっている中で、ずっとまじめ

に取り組んでおられるペットフード業界の方々が、明らかに高品質なものを販売するに当たって、製品内容を明確に表示できるようなシステム、つまり「これはペットにとって総合的に非常にいいのですよ」というような信頼できる表示を、恐らく一般の消費者は望んでいると思います。

ですから、今後は乳幼児用の食品や用品と同じような感覚で表示に関することに取り組んでいただけないかと私としては望みたいと思います。

薬事法にかかることにつきましては、境課長からお聞きされたらと。

私どもの病院等に来られる方で体にいいものであれば、費用が幾らかかかっても、品質がいいということさえ、病院なりである程度伝えてあげれば、それをずっと購入される方が多くいらっしゃるということは、皆様方に知っていただきたいと思います。

阿部座長 それでは、境課長。

境畜水産安全管理課長 最初に法の定義で恐縮ですけども、薬事法において、医薬品とは疾病の診断、治療、予防を目的とするもの、または身体の構造機能に影響を及ぼすものという定義がありますので、これに合致する表現がされていると、薬事法に抵触することになるわけです。

具体的には例えば、高血圧を治しますとか改善しますとか予防しますとなると、疑いが出てくるということですし、免疫力を高めるということになると、身体の機能に影響を及ぼす形になっていきます。

ただ、非常に紛らわしいですので、先ほども大野事務局長のお話にございましたように、薬事法に抵触するものとしめないものと明確に基準をつくれなにかということで、現在、表示の実態を調べさせていただいて、また、例えばペットフード工業会だとか、公正取引協議会のメンバーの会社とか、あるいは動物用医薬品の製造・販売業者から意見を聞きまして、今、調査をして、何らかの基準がつくれなにかというところをやっている段階でございます。また御相談しながら、対応してまいりたいと思っております。

阿部座長 ありがとうございます。

ほかに、大野事務局長の御説明についての御質問等ございますか。

どうぞ、大島委員。

大島委員 大野さんにお聞きするのが妥当かどうかかわからないのですが、先ほど明確にひづめであるとか豚の耳であるとか、あるいはローハイドについては対象外と考えて

いると。「栄養的な摂取を目的としなければ」というただし書きがありましたけれども。

一方、第1回から、その中ではこういったものも今回の対象に含めるべきではないかという意見が、大分強く出ていたように記憶するのですけれども。

そうすると、現在の公取規約の整合性といいますか、その辺について何らかの工夫が必要なのかなど。場合によっては、栄養表示ということ言えば、公取規約のほうに入らなきゃいけないということになりますから、その守備範囲になるということでしょうけども、この辺について大野さんにお聞きするのが妥当かどうかわからないのですが、ちょっと意見として申し上げさせていただきたいと思います。

阿部座長 大野さん、今の御質問についてのお考え、いかがですか。

大野公正取引協議会事務局長 確かに、犬、猫の口に入るものですから、食品などの考え方、それから医薬品などを除けば、多分、食のものに入ってくるだろうということがあります。

私も、栄養とか原料とか、その辺から見えていますけれども、本質的な安全性に関して、消費者に何かを伝えるということであれば、例えば「富士山の天然水犬用」とか、「土佐の海洋深層水猫用」とか、あとはアイスクリームなどを販売されている会社さんもありますし、いろいろなものが出てきています。

これは口に入る栄養補給であれば、すべてペットフードに入れられるのですが、そうでないものをどこまで、どうやってやるかというのは、何ともわかりませんが、いずれは表示というものが決まれば、口に入るものは何らかの形で、最低限、成分とか賞味期限、原産国、販売者の名前は、食品に近いような形で必要なだろうなどは思っています。

阿部座長 いわゆるフーズの範囲についての問題ですが、これについては次回以降のまとめの中で、また検討していくということでよろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

大野さん、どうもありがとうございました。

1時半からそろそろ、シナリオでいきますと休憩に入っている時間なのですが、人間の生理的な要求もあるので、ここで3番目にいきますか。その前に少し休憩をしてからいきましょうか。

それではここで小休止ということで、今15分ですから25分に再開したいと思います。また、よろしく申し上げます。

〔 暫時休憩 〕

(3) 各種調査結果の紹介

阿部座長 時間がまいりましたので、再開いたしたいと思います。

議事次第の(3)「各種調査結果の紹介」ということで、資料7が中心だと思いましたが、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

元村飼料専門官 それでは御説明をさせていただきます。

前回の第2回研究会の最後のところでも御説明申し上げたのですが、本日はペットフードに関する諸外国での法制度と安全確保状況、それからペットフードの安全確保に対する国民の意識に関する調査という2つの調査結果につきまして、事務局のほうから御説明をする予定にしておりました。

しかし、後者のほうでございます国民の意識に関する調査結果につきまして、まことに申しわけないのですが、会議の直前になりまして、調査をお願いしておりました委託先のほうから、サンプルの取り方につきましての偏りがあったという御連絡がございまして、本日急遽で申しわけありませんが、本日の説明の中から割愛させていただきまして、国民の意識の調査につきましては、次回の研究会での御説明とさせていただきたいと思っております。

したがって本日は、諸外国の安全確保状況に関する御説明のみにさせていただきます。

資料7をごらんいただきたいと思います。この資料につきましては、いろいろな方々の御協力をいただきまして作成したものでございますが、そもそも法令の体系等も異なる諸外国の実態を、なかなか正確に理解、記述することが非常に難しく、この資料につきましては本日の段階では、表紙にありますように未定稿ということとさせていただきたいと考えております。委員の皆様方、あるいは本日御出席の有識者の中でも、より詳しい情報等、実態を御存じの部分がございましたら、あるいは補足いただければと思っております。

中身につきまして、御説明をさせていただきます。1枚めくっていただきまして、2ページが表になってございます。諸外国での安全確保の状況の概要でございますが、上半分が法規制でございます。

で下のところに注が入れてありますが、動物検疫上の規制ですとか、動物用医薬品、先ほど来、薬事法の問題がございましたが、そういった規制についてはペットフードに限らずいろいろな制度がございますので、そういったものはこの表の中からは省いた形での

整理とさせていただきます。

法の規制につきましては、まず米国は連邦政府、それから州政府の2段階の規制という形になってございます。連邦政府につきましては、安全確保の観点からの規制でございますが、ペットフードについての規制というよりも、むしろペットフードを飼料一般から区別せずに、トータルでの規制となっているということでございます。

それから州政府の規制となりますと、米国飼料検査官協会、AAFCOという団体ですが、こちらのモデル法令に沿った規制となっております。このモデル法令では、安全性についても連邦政府の法律と同じような条文があるのは事実でございますけれども、むしろその重点は、安全性も含めて飼料が商品として適正に流通されることを確保するような規制という色彩が濃いものだと言えます。

次にカナダでございますが、カナダの状況は日本と非常によく似ております。カナダではペットフードの安全確保や表示の規制自体を定めたもの、これはペットフードということでの規制はございません。

それからオーストラリアにつきましては、ここに「連邦政府レベルで」と書いておまして、これは後で詳しく御説明させていただきますが、ペットフードの安全確保についての法規制はないということでございます。

EUの場合は、EU加盟各国が共通の規則ですとか指令に基づいて規制を行うという形になるわけですが、EUの規制や指令の中では米国の場合と同じように、ペットフードを飼料一般から区別せずに規制しているということでございます。

なお、第1回目の研究会で、米国や英国でのペットフードの規制というものが、犬、猫用のペットフードを対象にしているということではないかという御説明も行いましたが、詳しく見てまいりますと、実際には法令の体系としては犬、猫以外のものも含んでいるという実態でございました。

それから表の下半分は、法規制以外の枠組みということですが、これでもまず1つはカナダのところで、行政の主導での表示に関するガイドラインがあるとか、オーストラリアでもペット用の肉の衛生基準について、行政の主導で民間の意見も取り入れながら作成されたものがあるということ。

また、いろいろな国、カナダ、オーストラリア、EU、日本もございまして、業界団体が自主基準を設けることが一般的に行われていると。これが全体の概要でございます。

次に、国ごとのものを詳しく見ていきたいと思いますが、3ページをごらんいただき

と思います。米国での安全確保の枠組みでございますが、まず左上のピンクの四角のところですが、連邦政府というレベルでございますが、これは連邦食品・医薬品・化粧品法という非常に大きな法律でございます。

この中で実は、フードというものの定義の中に、動物にとってのフード、つまり飼料含まれていると。つまり、食品と飼料が同じ規制を受けているという形になっております。

さらに、飼料というものの中にペットフードがそのまま入っておりまして、これを除外していないということで、ここにははっきり明確に書いておりませんが、要すれば食品、畜産用の飼料、それからペットフードの3つが同じような仕組みでの規制になってくるわけです。

ただ、これはあくまで法の体系上、同じ条文で同じ内容の規制がかかっているということですので、言うまでもないことですが、実際に運用する上では、食品と家畜用の飼料、あるいはペットフードの間での差は当然あるものと思われま。

それから、連邦レベルの規制はF D Aが所管しておりますが、このF D Aの所管する範囲は、建前としては州の間を移動する食品や飼料の規制となっているということでございます。

それから、州のレベルの話になってまいりますと右側のほうになりますが、A A F C O（米国飼料検査官協会）が策定するモデル法令に準拠して、市販される飼料の適正流通を念頭に置いた規制になっておりまして、農家が自分のために何かつくるようなものは規制の対象に入りません。このA A F C Oの中には、各州の検査官が代表に加わっているのは当然ですが、連邦政府からF D AやU S D Aの担当官が参画し、またペットフード工業界からのメンバーも参画した形で、いろいろなモデル法令とかルールをつくるということが行われております。

なお、A A F C Oの定めるさまざまなルール、栄養面でのものなんか特にそうですが、こういったものにつきましては米国のみならずヨーロッパ等を含めまして、いろいろな地域の多くの国での規制の基礎になっているということでございます。

それから、4ページをごらんいただきたいと思います。カナダでは一番上の箱の一番左側に飼料法があると思います。これはフィーズ・アクトというのですが、ちょうど日本の飼料安全法に当たるような法律でございます。

この飼料法というのがあるのですが、線が引いてございますように、この法律は日本の飼料安全法と同様、ペットフードを規制の対象にしていないということでございます。

第1回目のときに若干、カナダはしかし別のルールの中で対応があるんだよというお話もございましたが、これが真ん中の動物衛生法に基づく規制でございます。動物衛生法、ヘルス・オブ・アニマルズ・アクトというんですが、これは日本の家畜伝染病予防法に当たるような法律です。この法律の中では、伝染病に汚染された家畜や物品の規制に加えまして、有害物質に汚染された物品の輸入につきましても禁止できるという規定があるわけです。

仮に今、有害な物質を含んだペットフードがあったと。これについてのストップをかけるような必要が生じた場合には、この規定での輸入の禁止も可能であるということが、実態としてあるということでございます。

それから一番右端は消費者容器・表示法というもので、Industry Canada 中のコンペティション・ビューローという、どちらかというに適正な競争を所管するような役所のようなでございますが、こちらのほうで容器入り製品一般についての表示に関する規制がありまして、ペットフードにつきましても、これが容器に入って小売されているというものであれば、これはこの法律の規制の対象になるということでございます。

ここに書いてありますような正味量の表示とか、製造者の住所・氏名とか名称といったものの表示が必要だとか、あるいは虚偽または誤認を招く表示の禁止がうたわれているわけですが、これを実際にペットフードについてどのような運用にするかということにつきましては、この Industry Canada が中心になりまして、P F A C (カナダペットフード協会) も入っておりますが、こういったメンバーでのワーキンググループを立ち上げてつくったガイドラインが存在しております。

それからカナダの中では、P F A C は独自の自主基準も作成をしているといったことでございます。

次に5ページ、オーストラリアでの枠組みでございます。オーストラリアでは人が消費する食肉に関しまして、さまざまな基準づくりが進んでおります。そういったものの一環という形でなんですが、ペットに関しても、ペットに給与する肉、ペットミートについての基準を Standards Australia という機関、これは農業に限らず、カナダでのいろいろな基準の設定をしている公益企業というものですが、こちらのほうで作成された基準がございます。

この基準自体は、目的としては動物や人の安全の確保とか、ペットミートが人用に誤用されることを防ぐことが主な目的でございますが、これについてはオーストラリアの中で

の基準を守ることが、法的な連邦レベルでの義務づけ、強制力ということではないんですが、これを守った者はその旨の表示がなされるということ。

それから、オーストラリアから輸出される製品については、この箱の下のところは3行ほど書いてありますが、オーストラリアからよその国に輸出される場合に輸出検疫証明を受ける上で、このような基準に準拠して製造されたものであることが要件とされているわけですね。

それから、先ほど石山様からの御説明にもありましたように、先ほど連邦レベルでの法的な強制力はないと言いましたが、州レベルということで申しますと、これもまた食肉などの食品の衛生に関する法規制の一環としてということのようですが、ペットミートの衛生についても、法的な根拠に基づく査察等が行われる仕組みがあるようでございます。

それから、業界団体でありますF I A Aのほうでも、自主基準は策定されているということでございます。

最後にE Uということで、6ページをごらんいただきたいと思います。E Uの枠組みということでは、先ほどもお話をしましたが、E Uでは加盟国に共通してルールを決めておるわけですが、この一番大きな箱の一番下に注として3行ほど書いてありますが、規則(Regulation)は加盟国に共通して直接適用されるようなルール、指令(Directive)は加盟国がそれぞれの国内法にある程度の裁量を持って反映するような事項、それから勧告(Recommendation)の強制力はないのですが、加盟国が必要に応じてそれを取り入れるというようなレベルのものでございます。

その中で、規則でありますところの一番上にあります、178 / 2002 / E Cが一番の根本を決めておられて、ちょうど日本で言いますと食品安全基本法に当たるような、食品安全に関する基本枠組みを定めるようなルールでございます。

この中の飼料の定義で、まずペットフードは除外していないといったところからスタートをしておりますので、ペットフードが飼料の安全に関するさまざまな規則、指令、勧告の対象から除外されていない。1つのルールの中で、ペットフードも畜産用の飼料も、同一の規制になっていくという大枠でございます。

ただ細かな部分、運用なんかも含めると、当然人へのリスクの程度とか、予算の効率的な配分を考慮した運用をすることの必要性なんか書かれておりますので、全く同じ当てはめ方をしているのかということ、そうではないと考えられますけれども、大枠としてはペットフードを飼料から除いていないという状況でございます。

178 / 2002 の第 3 条に書いてありますように、「食品法は人の生命と健康の保護、それから消費者の利益の保護を目的とし、適切な場合において動物の健康と福祉を考慮すべき」というようなことが述べられています。

その下に、いろいろな規則なり指令があるわけですが、例えば 3 つ目にございます規則 183 / 2005 / E C というものの中では、飼料の衛生条件の中でいろいろなことを決めておるわけですが、H A C C P の原則に基づいた管理とか、G M P についてのルールを定めております。こういったもののルールがあるわけですが、右のほうにちょっと斜めになった矢印が入っておりますけども、こういったルールに基づいて、F E D I A F では「安全なペットフードの製造に関する実施基準」を策定しまして、具体的な管理の上での実施基準が定められるという形の運用がされているということでございます。

以上、大変雑駁でございますが、諸外国でのペットフードの安全確保状況でございます。

阿部座長 ありがとうございます。

外国の状況について御説明がありましたけれども、いかがでしょうか。補足も含めていただきたいということですが、その分もあわせて。

鬼武委員、どうぞ。

鬼武委員 私も全部の海外の法規制を事前に調べてこられなかったので、E U のだけちょっと補足と、ちょっとこの資料も修正していただいたほうがいいかもしれません。

E U 法の今、御説明がありましたように、これはヨーロッパ・フード・セーフティー・オーソリティー、いわゆる食品安全機関ができるための法律でありまして、フード・アンド・フィードのとらえをするという中に、2002 年 1 月 28 日にできた基本的な Regulation です。

その全部の文章を見ておりまして、私ももう 1 つ確認しないといけないのは、アニマルという定義がこの中では特にはないですね。それにフード・プロダクション、いわゆる食用動物なのか、コンパニオンアニマルも含まれるのかというのは、特に規定はされていません。

ただ、フィードのところはアザー・デフィニションということで、その他の条項で、これが第 3 条になるのですね。第 3 条は飼料の定義のところですね。これ、日本で読みますね。私が訳したやつなので、正しいかどうかわかりませんが。

「飼料とは、動物に対する経口による飼料を意図した加工されたものであれ、部分的に加工されたものであれ、また未加工のものであれ、添加物を含めての飼材、または製品を

意味する」というふうに、飼料の定義ではそういうふうにかかれております。

それから、「飼料事業者とは」というのがありまして、その中で「食品法の要件として飼料事業者において補償する責任を負う自然人または法人を意味する」ということで、ペットフードを除外せずという概念は、法律の中には全く記載はありません。

「食品法は人の生命と健康の保護、何とかかんとか」という文章があるんですが、これはセクション1、食品法の一般原則の第5条ですね。一般的な目的の1という項目で、「食品法は食品防疫の公正なる実践を含め、高いレベルの人の生命、健康法及び消費者利益の保護という一般的目的の1つ以上が適切な場合には、動物の健康と福祉、植物の健康及び環境の保護を考慮に入れ追求しなければならない」と。ちょっと私、仮訳をしたんですけども、そういうふうになっています。

この辺のところ特にコンパニオンアニマル、ペットの関係が法律自体は出てこないんですね。後でこの資料を差し上げますので、もう一度確認をしていただきたいと思います。

ただし、その後いろんなセクションの第28条で、科学委員会と科学パネルというのがあって、その科学パネルのBに、動物飼料に用いる添加物及び製品または飼材に関するパネルというのが動いています。

その中では実際に飼料だけではなく、ペットフードも何か調査をしているというのが、私、ほかのインターネットで見たらあったので、多分ペットフードもどこかでは入っているんですけども、法律の条文で「ペットフードは除外せず」というのが見当たらなかったもので、日本語にそのままなっていないと思います。その辺は後で資料を渡しますので、EU規則の関係で、ちょっと確認していただければと思います。

以上です。

阿部座長 ありがとうございます。

元村飼料専門官 ありがとうございます。ちょっと私の説明がまずかったと思いますけども、例えばカナダの法令なんかでは飼料法の中で、ただしペットに当たるようなものが入らないということ、例えば動物を限定列挙して書いているわけです。一方、EUの規則178/2002の中では、確かに鬼武委員おっしゃいましたように、「ペットは除外しませんよ」と明示しているわけじゃないのですが、動物全般をかけているという趣旨で、こういう表現をさせていただきました。

確かに、ちょっと誤解を招く表現であったかとも思いますので、またいろいろ教えていただきまして、その辺整理させていただきたいと思います。ありがとうございます。

阿部座長 ほかにいかがですか。

どうぞ。

細井戸委員 この海外の法律や安全確保状況を参考にすることに当たって、米国では食品・医薬品・化粧品と同等に近い状態で決められています。私も個人的にはペットフードに関する法規制はしていただきたいと思っていますが、国民性の違いや、人と動物との関係に対する、ペットを飼育していない人の理解度や、いろんな問題が今後重要になってくるかなと思っています。ですから国民の意識調査というのは、今後重要なポイントになるかなと。

決して、ペットの飼育者のためだけの法規制ではないというイメージがないと、これはなかなか難しいのではないかなとは感じます。

70%近い家庭で飼われている、あるいは一緒に暮らしているという意識を持っている米国と、まだ現在 40%前後の飼育率の日本との違いを考えると、そのまま当てはめるのは難しいのではないかなとは思いますが。しかし、動物愛護法が改正を重ねるように、今回はまず何らかの形でペットフードに関する法規制を今回立ち上げて、時代に応じて見直していくということと、ペットを飼育していない人の理解を得られるような形を、できるだけ皆さん方で考えていただきたいし、私も考えられたらなと思います。

阿部座長 ありがとうございます。

今、細井戸委員からのお話は、1回目でも2回目でもありました。例えばEUでは、人間の食と家畜の飼料は一線で考えていこうということから、こういうふうな枠組みでやっている。

だけどそう考えると、日本の場合に飼料安全法というのは、ちょっとこのフードは適さないよなという議論とか、人間と同じ食だというレベルで考えると食品衛生法かなと、どういような枠組みの中に位置づけていくのか、あるいは今おっしゃったように、国民の皆さんの合意を含めて外でつくるのか、そこら辺はこれからのまとめの中で、どういうふうにこれを位置づけていくかという議論だと思いますが、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

藤井委員、どうぞ。

藤井委員 元村さん、いろいろ資料をまとめていただいて、ありがとうございます。

アメリカの安全確保の枠組みのところでも少しお話をさせていただきたいのですけれども、

基本的には連邦のほうで、医薬品とか化粧品とかの法律で定められているものというのは、食品とか飼料とか、中にはペットフードも含めまして、そこに使用される原材料に関する規格とか安全基準があって、それがペットフードも準用しているという形だと思います。

メラミンの問題がありまして、多分、皆様方御承知だと思いますが、F D Aのホームページを見ますと、ペットフードというのがホームページからすぐ見られるような形になっています。

そこに何が書かれているかという、ペットフードの製造とかそういうものを法律で縛るものはありません。ただし、問題が起こっていいというわけではないので、A A F C Oであったりとか、連邦のいろんな法律が関係していますと。

ただ、A A F C Oの場合にはどちらかという栄養基準であったりとか、表示が中心になりますので、安全を直接規制することは多分、できてないのだろうと思います。

そういう現状をF D Aが理解した上で、ホームページの中で出ていることは、まずペットを飼育している人からの第一報が、非常に重要ですということが言われていると思います。そういう情報を受け取ったときに、F D Aとしては何らかの調査を積極的に、そこから始めますということをおっしゃっています。

ここに御紹介されているモデルは、いかに安全なものをつくるかとか、危険なものをつくらせないかという枠組みのことだと思うのですが、アメリカのF D Aの考え方でも、法律では今のところ完全ではないけれども、とにかく危機管理をちゃんとやっていきましょうというところがそこに盛り込まれていると思いますので、日本でこれから検討する場合にも、安全なものをつくるということが1つと、実際危ないかもしれないといったときの危機管理をどうするかということが、見習うべき点ではないかなと思います。

阿部座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。よろしゅうございますか。

それでは、日本の、どういうふうを考えていこうかということについてのいろんな御意見がありました。前はどのような法律の中に含めていくかということについては、行政のほうにお任せくださいということがありましたので、それも含めて今後の課題というか、関心事ということにしたいと思います。

(4)意見交換

阿部座長 それでは最後の「意見交換」ということで、意見交換の前に事務局から、今までの課題整理も含めましてまとめられておりますので、それを紹介いただきながら、それを中心にしながら、総合討議的な意見交換をしていきたいと思っております。

まず、事務局のほうからよろしくお願ひいたします。

元村飼料専門官 資料8をごらんいただきたいと思ひます。ペットフードの安全確保に関する主な意見でございますが、注にございませうとあり、この資料につきましては本日、皆様方御議論をいただく材料とするために、これまでの委員の御発言を要約作成しましたものでございませう。

順番に御説明させていただきます。まず1番、基本的な考え方に関してですが、「ペットの生命の保護及び健康被害の防止という動物愛護の観点から、ペットフードの安全確保についての法規制が必要ではないか」、あるいは、「事業者の自主的な取り組みが行われており、必要な範囲内での法規制を行ってはどうか」といったような趣旨の御意見がございました。

2番目といたしまして、法規制の対象の動物種の範囲でございますが、「まずは犬、猫用のペットフードを規制対象とすべきではないか」といったことがございました。

3番といたしまして、規制内容及び方法でございますが、「最終製品の安全確保に重点を置くべきではないか」といったこと、「基準・規格の設定、製造業者等の届け出、検査等については、食品衛生法や飼料安全法の体系が参考となるのではないか」といったこと、それから、「輸入品については、水際でのチェックが必要ではないか」といった趣旨の御意見がございました。

それからその他といたしまして、「細かな安全確保対策については、事業者の自主基準を踏まえ、国がガイドラインを作成する方法もあるのではないか」、あるいは、「消費者の商品選択、検査等の手がかりとして、適正な表示を確保することが重要ではないか」といったこと、それから、「諸外国での規制状況も参考に取り組むべきではないか」といったこと、「飼い主に対する普及啓発が必要ではないか」といった趣旨の御意見があったかと思ひませう。

以上でございます。

阿部座長 ありがとうございます。

第1回と第2回目の論点整理ですけれども、このペーパーにつきましては、あくまでも議論の材料にするためにということでの、メモというふうに御理解いただければと思います。したがって、主な意見を要約し、整理されたもので、表現などについて多少違ったニュアンスのものもあろうかと思いますが、それは過去の議事録で詳しく見て、確認していただきたいというふうをお願いいたします。

この1、2、3、4の項目に沿ってでも結構ですし、あるいは2つの項目にオーバーラップするものでも構いませんから、皆様からきょうのいろいろなお話をいただいたことも含めて、御意見、御要望等がありましたら自由にいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ奥澤委員、お願いします。

奥澤委員 意見ではなくて、次回に向けてのお願いですが、きょう、公取の関係で大分表示のこと等も詳しく情報提供していただいています。

たしか前回だと思うのですが、食品衛生法だとか飼料安全法絡みの内容についての資料を御提示いただいたと思うのですが、たしかその中には表示についての情報が入ってなかったように思います。もちろん、ペットフードについてのあれはないのですが、いわゆるそういったほかの現行の似たような法体系の中で、どんな表示のルールがあるのかというのが、もしできましたら、次回で結構ですのでお示しいただけるとありがたいかなと。

阿部座長 ございますか。

お願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ藤井委員、お願いします。

藤井委員 本日は輸入を含めまして、流通ということが1つのテーマになっておりましたので、その点で少し発言をさせていただきたいと思います。

輸入者であったり、それから製造者であったりして、それぞれ製品の安全性を可能な限り確認をして出荷をいたします。

ただ、製品の安全性というものは輸入者なり、それから製造者の手を離れた後も、流通段階でも劣化をする危険性があるということ、ここで少し言っておきたいと思います。

これは取り扱いをわざと悪くするということではないとは思いますが、当然事故があるなど取り扱いの不備があって、本来保たれている安全性を脅かすような品質の低下というものも、理論上では多いにあり得ることだと思えます。

例えば、梅雨の時期に雨風に当たりやすいようなところに置いておけば、ドライフード等が水ぬれを起こして、かびが発生するということも考えておかなければいけないと思います。

それから、取り扱いが仮に十分であったとしても、これは消費者も含めてですが、誤用、つまり間違った使い方をすることによって、結局ペットの健康を脅かすということもあると思います。

これは、ここで何をすればいいという結論はないわけですが、いわゆるメーカーの手を離れた後の流通とか使用の段階についても、安全性確保のために何らかのことを考える必要があるのではないかなという提案でございます。

阿部座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

鬼武委員、どうぞ。

鬼武委員 きょうの輸入の話も聞いて、協議会が入っていると、そこはいいのですが、やはりアウトローといいますか、法律上そういうのはセーブできるかどうかわからないのですが、その中で議論が必要なのかなと、まず1点思いました。

それからきょうのところでいけば、適用の動物種は犬と猫でいいのですけれども、じゃあ実際に先ほどもお話がありました、口に入るものということになると、どういうものまで対象にするのかというのは、次回に向けて議論が必要かなというのが2点目。

3点目は、適切な表示というのも、最終消費者に届くときの表示ですから、その場合単にラベル表示というか、製品に書いているラベル表示じゃなくて、公取とか薬事法とも関係する、いわゆるインターネットでもどんなものでも情報は出せるわけですから、表示というのも少し範囲を広げて、広告に当たるようなものも、もし規制がかかるとすれば、そういうものも最初に考えて、それから少し狭めていったほうが。

表示といってここに書いてあるだけのことをしていったり、一方、口で言ったり、インターネットで、「このペットフードはこの先生から言われて、こんなにいいんだよ」というふうにして売る可能性もありますから、そういうところも少し討議材料になればと思います。

今、ちょっと思いついた範囲で3点です。以上です。

阿部座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

藤井委員、お願いします。

藤井委員 特別療法食のことについて、ちょっとお話をさせていただきたいですけれども、きょうも前半の討論の中で少し出ていたのですが、特別療法食は別に日本だけのものではなくて、諸外国にも同じようなものがたくさんあるわけですが、日本国内と海外での取り扱いが少し違うということについて、まず、最初にお話をさせていただきたいと思います。

例えば、EUとかオーストラリアのほうで言いますと、これは犬、猫が中心ですけども、病気のカテゴリーに分けまして、栄養基準とか表示とか与え方について、法律の中である程度定めています。一般のペットフードとは、そういうところで区別をして取り扱われているという実情があると思います。

日本でも基本的には同じような考え方を持って扱っていただきたいということで、メーカーといたしましては、動物病院等で獣医さん等専門知識を持った方の指導のもとに使っていただきたいということで、流通をお願いしております。

きょうは流通のテーマでございますので、特別療法食がどういう流通で販売されているかということについて申しますと、メーカーから出荷をされた後、主に動物医薬品系の問屋さんを通して、そして動物病院に販売をされているという形態をとっております。

これからすると、ほとんど動物病院でしか購入できないかと思われるかもしれませんが、実態といたしましては、量としてはそれほど多くないですけれども、一般のお店で簡単に買えるというような実態がございます。

海外でも特別療法食といっても医薬品ではなくて、ペットフードという扱いにはなっておりますが、ただ、病気の犬、猫に特別な栄養組成のものを与えるということから、間違った使い方をすると、逆に病気を悪化させてしまうというリスクがあると。

そういうことを考えた場合に、消費者が店頭で何の指導も受けずに買って行って、自分のペットに与えてしまうということには、若干の問題があるのではないだろうかということでございます。

この先どうするかということにはちょっとわかりませんが、海外でも栄養基準を1つの柱にしておりますので、例えば、これは案ですが、動愛法の中で、家庭で飼育される動物については、種類とか発育状況等に応じて、適正にえさとか水を与えなければいけないということが決められていると思います。

法律の中では、状況等とか適正にというのは、これ以上具体的なところはもちろん書いてないわけですが、そういうことを膨らませて、病気の犬、猫に与えるフードに関して栄養基準を決めていくということは、今のここの議論では特に安全性ということでやっていますので、ちょっと方向性は違うかもしれませんが、今の動愛法の中で、こういったことも可能ではないのかなというふうに、意見を持っております。

阿部座長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

どうぞ、大島委員。

大島委員 今の藤井委員のお話を若干補足させていただきますが、私の知る限りでは、インターネットで処方食といいますか、特別療法食が売られておりまして、これは非常に問題が大きいのではないかと。

ペットショップで売るといふものでしたら、まだ対面販売ですから、多少なりとも獣医的な知識がある人が対応すれば、まだその辺はリカバリーができるのかなと思いますが。

しかも、売っているのが場合によっては、獣医さんがインターネットで注文を受けて売ってしまうということがあると、これはちょっと問題が大きいのではないかと。獣医さんでない方も売っているのかもしれませんが。

そういう意味で、まさに藤井委員おっしゃられた海外との状況の違いが、日本では全く野放図という感じに出ているのではないかなということ、ちょっと補足させていただきます。

阿部座長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか、ほかに。

それでは予定の時間も少し超えているようですので、特にまとめはいたしませんけれども、きょうは皆さんからいろんな御意見をいただきました。

参考資料がお手元にあると思うのですが、それを見ていただきますと、この研究会の設置要領ですが、その中の検討事項として、「その他」も含めて4つあります。1つは、「ペットフードの安全確保の現状(諸外国の状況も含めて)」。2番目、「安全確保のための事業者等の取組を促進する施策のあり方について」。3番目、「安全確保のための制度的な対応の必要性」であります。

これについて、非常に具体的な内容まで含めて、これからはこういうような考え方でやっていくべきであろうとか、きょうは非常にいろんな御意見をいただきました。

この研究会の、いわゆる任務としては、その他も含めてこの3つについて、この研究会としては法的規制について、こういうような方向でこれから考えていくべきだろうというようなまとめをすることになると思うのですが、第1回、第2回、きょうの第3回を含めて、その他も含めてこの3つのこと、いろいろな意見、考え方がたくさん出されたということだと思います。

したがってこれからは、この研究会はだんだん収束の方向に向かっていくわけですが、次回の研究会までに事務局のほうで、3回の研究会でいただいた具体的なことも含めてのディテールを参考にしながら、論点の整理をしていただければありがたいと思います。

そういうことも含めまして最後に事務局のほうから、今後のスケジュールも含めまして、お考え等をよろしくどうぞお願いします。

境畜水産安全管理課長 次回、第4回の研究会の会合につきましては、あらかじめ委員各位に御都合をお伺いしております、11月6日、火曜日に開催することとさせていただきたいと思います。

第4回会合では、本日御説明できませんでした国民意識調査の結果、それから奥澤委員から御要請のありました表示についての食品衛生法とか、飼料安全法についての資料も御説明させていただきたいと思います。

そういったことをまた御議論いただいた上で、今、座長からお話しございましたように、これまでの3回の研究会の御意見等を踏まえまして、論点を整理させていただく。あるいは取りまとめ方向を提示させていただいて、御議論をいただきたいと考えております。

詳細の開催時間等につきましては、改めて事務局のほうから御連絡したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

阿部座長 そのような検討予定ですが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

阿部座長 では、よろしくどうぞお願いします。

(5)その他

阿部座長 (5)「その他」ということで、何かございますか。

境畜水産安全管理課長 特にございません。

阿部座長 それでは、きょうの研究会はこれで終了させていただきたいと思いますが、きょうはいろいろな知見を我々に教示いただきました石山さん、大野さん、どうもありがとうございました。

事務局のほうにマイクをお返しします。

境畜水産安全管理課長 特に追加はございませんけども、きょう、参考人として御意見を賜りましたお二人の方には大変ありがとうございました。

また、阿部座長初め委員各位には、長時間にわたりまして御議論いただきましてありがとうございました。また次回、第4回、どうぞよろしく願いいたします。

6 . 閉 会